

平成29年1月から介護休業法の対象となる「常時介護を必要とする状態」に関する判断基準が変更されます

介護休業制度は平成9年の介護保険制度制定前に創設されたものであり、現行の判断基準は介護保険制度の要介護認定との関連性はなく、また当時の特別養護老人ホームへの入所措置の基準を参考にしたものであるため、専門的な判断が必要となっています。

現在、介護保険制度における要介護認定が広く認知されてきている状況を踏まえ、労働者・事業主双方にとってわかりやすいものとするという観点から、介護保険制度における要介護認定と整合的なものに変更されます。

一方で介護を受ける家族が要介護認定を受ける前にも介護休業等の利用が必要な状況が考えられることや、介護休業等は要介護認定を受けられる年齢（40歳）に達しない人を介護する場合にも利用できるものであることから、介護保険制度における要介護認定を受けていない者にも対応できる基準とする必要がありました。

また、現行の基準には、一般の労働者による判断が難しい項目も含まれているが、当該基準は、一般の労働者が介護休業等の制度を利用できるか否かを判断する際に用いるものであることから、介護について必ずしも専門的な知識を持たない一般の人にも、ある程度わかりやすい項目とする必要がありました。

「常時介護を必要とする状態」の新判断基準

以下の（1）または（2）のいずれかに該当する場合を言うようになります。

- （1） 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。
- （2） 項目①～⑫のうち、「2」が2つ以上、または「3」が1つ以上該当し、かつ、その状態が2週間以上継続すると認められること。

項目	状態	1（注1）	「2」（注2）	「3」
① 座位（10分間一人で座っていることができる）		自分で可	支えてもらえればできる（注3）	できない
② 歩行（立ち止まらず、座りこまずに5m程度歩くことができる）		つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取（注4）		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣類の着脱		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達		できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れないことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑩ 周囲の者が何らかの対応を取らなければならないほどの物忘れがある		ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪ 薬の内服		自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定（注6）		できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注7）	ほとんどできない

- （注1） 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- （注2） 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- （注3） 「①座位保持」の支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。
- （注4） 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- （注5） ⑨3の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- （注6） 「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- （注7） 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示や支援を必要とすることをいう。

平成29年1月施行の介護休業法の主な改正点

- 1. 介護休業について3回の分割取得が可能とされます
- 2. 介護のための短時間勤務などを内容とする選択的措置義務
- 3. 介護のための所定外労働の免除制度の新設
- 4. 介護休暇の半日単位取得化など